

様式編 目 次

市に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	9	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	様式 8
12	緊急連絡網	11	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	12	様式 11
15	防災体制一覧表	13	様式 12
別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	14	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	15	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	15	

1 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設の近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における利用者と職員の数はおりのとおりである。

施設の利用者と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難場所は、土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域から、次のとおりとする。

▼土砂災害ハザードマップは茅ヶ崎市公式ホームページから確認する。

○茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001267/1043927.html>)

避難経路図

【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図



4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 大雨情報 	<p>注意体制確立 【レベル2】</p>		
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意報（土砂災害）が発表された場合 ・ 高齢者等避難の発令 	<p>警戒体制確立 【レベル3】</p>		
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示の発令 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害の前兆現象 	<p>非常体制確立 【レベル4】</p>		

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス など
土砂災害に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県ホームページ「土砂災害情報ポータル」 ○気象庁ホームページ「土砂災害の危険度分布」 など
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 避難情報 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 緊急安全確保の発令 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川(tvk) データ放送 ○茅ヶ崎市情報サイト ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター (@Chigasaki_city) など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html>)



登録する項目	配信される情報
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○災害による被害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報（大雨警報、土砂災害警戒情報等） ○避難情報 など

(2) 情報伝達

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「_____」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況をちがさきメール配信サービスや茅ヶ崎市公式ホームページ等から確認する。

(1) 避難場所

避難場所は土砂災害が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (土砂災害警戒区域外)		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保			

(4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	
避難誘導	
施設内の 一時避難	
高齢者	
障害者	
乳幼児	
その他	

8 防災教育及び訓練の実施

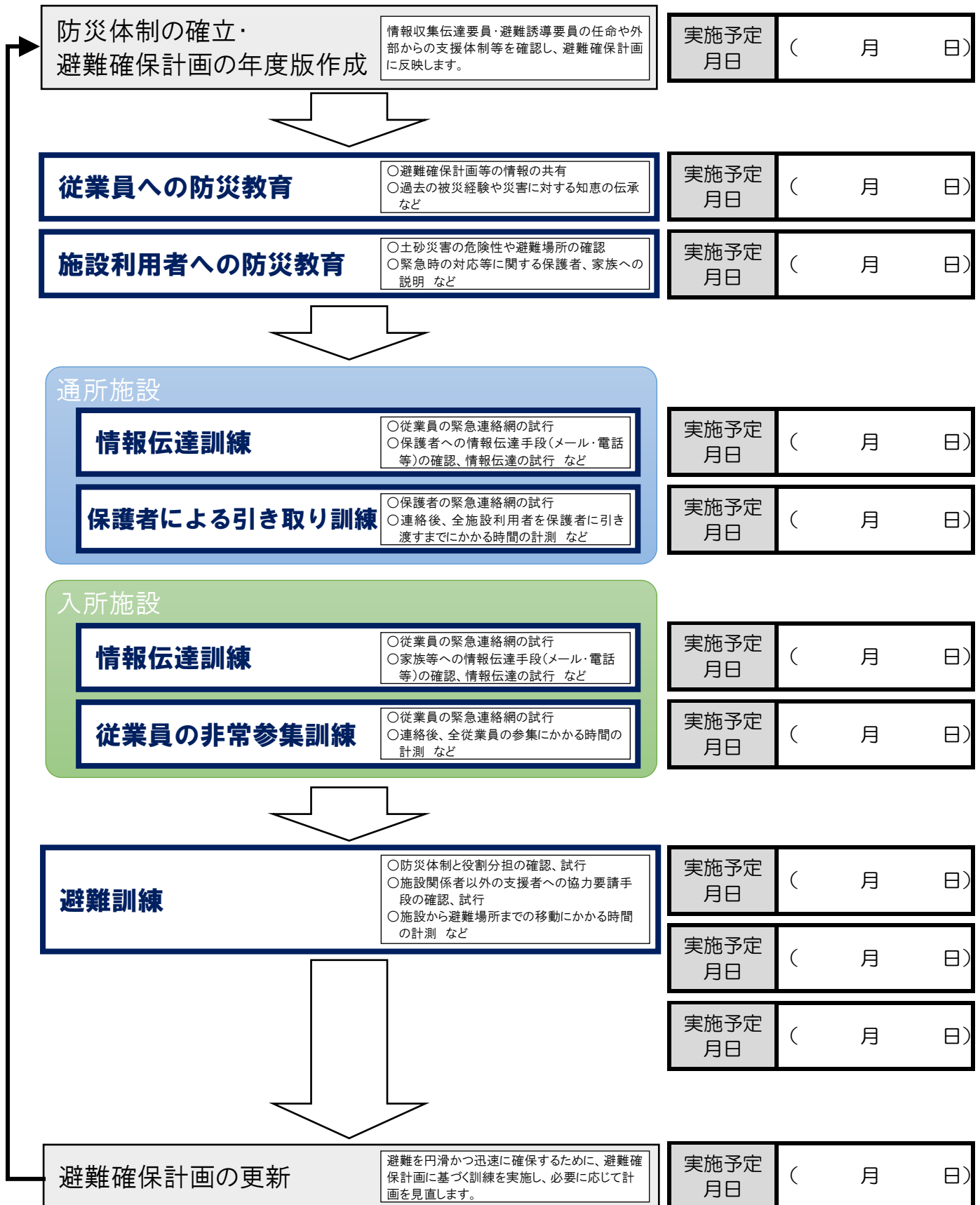
- ・ 毎年__月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年__月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年__月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

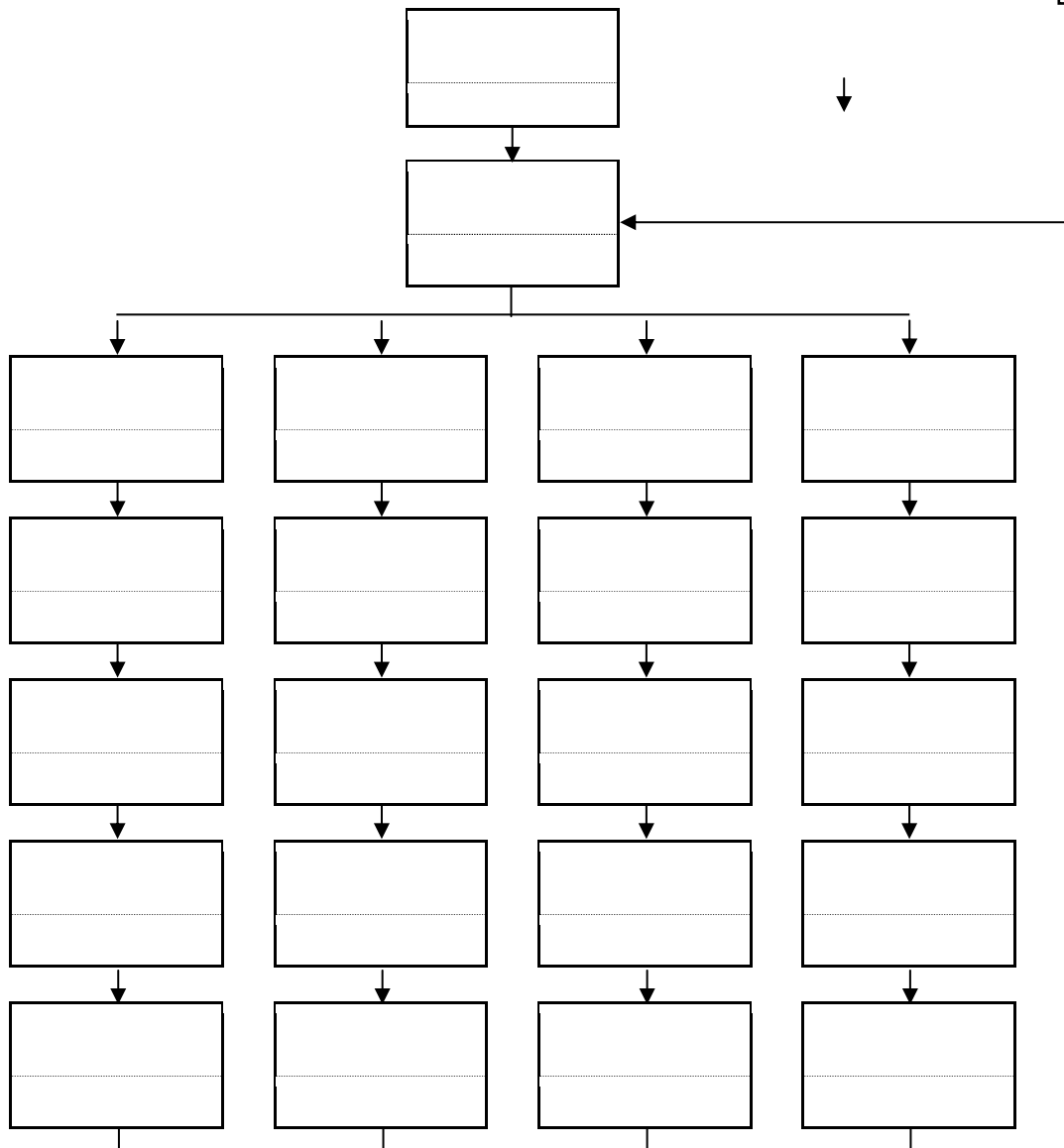
- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年___月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年___月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画



12 緊急連絡網

様式 9



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				

管理権限者 () (代行者)

		担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 気象情報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	班長 ()	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- （1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- （2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- （1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- （2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- （3） _____（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、_____勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- （1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- （2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 気象情報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	
避難誘導班	